

令和5年度
第3回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和5年6月12日開会

高松市農業委員会

令和5年度第3回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年6月12日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所13階 大会議室

出席委員 19人（委員総数23人 但し、議席番号6番、23番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平
- 25番 白井 一美

欠席委員 4人

- 2番 真鍋 俊二
- 7番 瀧本 繁樹
- 15番 河田 薫
- 21番 宮武 正明

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長 補佐 森 亮介
- 農地係 長 森 明雄
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 副 主 幹 田山 元太
- 主 任 主 事 栗永 亘
- 主 任 主 事 磯崎 美幸
- 主 任 主 事 多田 利浩
- 河合 良治

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第10号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和5年度第3回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は23人中19人で、定例総会は成立しております。
欠席委員は、2番真鍋(俊)委員、7番瀧本委員、15番河田委員、21番宮武委員の4名です。
それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び22番橋田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

農地法第18条第1項では、都道府県知事の許可を受けなければ、農地の賃貸借の解除をし、解約の申し入れ等をしてはならないと規定されています。

また、同条第2項では、賃借人が信義に反した行為をした場合等、正当の事由がある場合でなければ許可はできないと規定されています。

本件は、賃借人から小作料の支払いがないこと、更には、当該農地が荒れ放題になっていることを理由として、賃貸人から農地の賃貸借契約の解除申請が行われたものです。

申請者の申述によると、当該田は、平成23年8月9日に父の死亡により申請者が相続しましたが、昨年、当該田の処分を検討したときまで小作人がいることは知らず、相続後、10年以上にわたり小作料の支払いはありませんでした。

賃貸借の解除申請に当たり、県や農業委員会から、督促をした上で支払われないという事実を証明することが必要として、小作料並びに遅延損害金の請求をしたところ、賃借人から、時効が消滅した後の支払いと、今後も小作目的で、従前と同様の条件により当該田を使用したい旨の通知がありました。

賃借人の申述によると、小作料は、父の死後、母が支払っていましたが、当時、当該田は共有となっており、所有者が多人数であったことから、持分の多い方に支払いをしていたようですが、自分だけが小作料を受け取ることはできないと、相手方に断られた以降は支払いをしておらず、小作料を供託することについては、当時、考えつかなかったとのことでした。

小作料を支払っていた相手は不明であり、支払いを証明できるものもないとのことでした。

所有者が一人となったことを知ったのは、昨年、不動産業者を通じて解約の話があった時であり、支払い先が分かったのも、今回、請求があったことによるものとのことでした。

また、申請者の、当該田が荒れ放題の状態にあるとする申述と、賃借人の、当該田は、無農薬

で野草系のものや、イタリアントマト、ハーブ等を自然栽培しているとの申述から、地区担当委員及び事務局職員で現地の調査を行いました。

その結果、当該田は、草木の繁茂状況から、土地に労費を加え、肥培管理を行い、作物の栽培を目的に供されている土地とは言えず、また、耕作しようとするればいつでも耕作できるような状態にないことから、一般的な農地ではないことが確認されました。

よって、知事への進達の意見としては、「小作料及び遅延損害金の支払いについては、所有者からの督促により、時効消滅以後のものは支払われているものの、該当地の状況が、一般的な農地と比較して容易に耕作できる状態にないことが、農地法関係事務に係る処理基準の「農地を適正かつ効率的に利用していない場合」に当たり、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当することから、解除により賃貸借を終了させるのが適当であると認められる。」とするものです。

以上、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに決定いたしました。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

磯崎主任主事 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書2ページを御覧ください。

1番は、貸人が自ら耕作するため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、強化促進法による賃貸借契約に変更する予定のため、農地法第3条に基づく解除条件付賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、貸人が自ら耕作するため、農地法第3条に基づく賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

1番は、所有者が自ら耕作するため、農地法3条に基づく貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

2番は、所有者が自ら耕作するため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について3件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請人は高齢であることや、将来の農地管理の負担を減らし老後の安定した収入確保の為、共同住宅経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が348.00平方メートルあります。

2番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、運送業を営む申請者が、手狭になった会社の駐車場のため、貸駐車場用地として造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、発電出力49.5キロワット、パネル面積約1.67平方メートルを288枚設置の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労働力不足の為、農地の管理が困難となり、将来の安定した収入を得るため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成30年5月16日付けで経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、父の農機具や道具が増え、また、家族が増えたことから住宅隣地に納屋、車庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が347.26平方メートルあります。

5番は、露天駐車場、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族が増えたため自家用車の駐車場が必要となり、また、居住している土地は建築基準法上に該当する道路に接道していないため、露天駐車場および進入路として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、周辺に住宅、事業所が多く駐車場需要があったこと、また、申請地は狭小で自宅からも離れていることから、貸し駐車場用地として転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、令和5年2月1日付けで露天駐車場用地として、転用許可を受けていましたが、事業拡大により、計画区域を拡張しようと、関連議案である農地法第5条第1項の規定による許

可申請所有権の5番について、土地所有者との売買の折衝に時間を要したことから、本申請が5条許可申請所有権5番と同時提出となったものです。

農地法及び国の定める同事務処理要領に的確に対応するため、工事期間を令和5年5月1日から令和5年11月1日に変更しようと、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、平成27年8月13日付けで露天資材置場用地として転用許可を受けていましたが、事業を拡大し、転用者を役員とする法人化に伴い、更なる事業展開が必要なことから転用内容を変更するものです。

申請地は既に建築済みですが、農地法及び国の定める同事務処理要領の認識不足により指導を受け、協議を重ねた上で、適正に対応しようと、変更後の内容で、この度承認を受けようとするものです。

事業完了後ですが、地目変更登記も視野に入れ、許可条件に合致するよう工事完了証明願を提出するため、実態に沿う工事完了日、令和3年10月30日に変更しようと、許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番は、令和4年12月6日付けで住宅2階建2棟の特定建築条件付売買予定地として転用許可を受けていましたが、区画変更に伴う建物、棟数、建築面積が変更したため、計画変更をすることと、併せて工事期間を令和5年1月5日から11月30日に変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

4番は、令和5年4月11日付けで宅地分譲2区画として転用許可を受けていましたが、区画数が増えたため、許可後の事業計画変更申請をするものです。なお、工事期間の変更はありません。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申し上げます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、店舗の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成2年に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が5,663.90平方メートルあります。

2番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、不動産業、建築土木工事業等を営む法人が、戸建て住宅の造成を行うため、花崗土の保管場所が必要であることから、露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所から近く、利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、温泉浴場、公衆浴場等を営む法人で、現在借地である駐車場を返還することから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番と関連しています。

6番は、申請者が役員を務める法人が、現在使用している資材置場が手狭であることから、新たに露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側が市道に接しており、事務所からも近く、資材等を搬入する際の利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が31.00平方メートルあります。

7番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び南側が市道に接し、県道太田上町志度線に近く、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が18.00平方メートルあります。

8番は、船舶艀装一式の設計施工業等を営む法人が、事業拡大に伴い、新たに資材置場が必要となったことから、露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、隣接地も併せて一体的に資材置場として利用しており、また、事務所からも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、7,656.84平方メートルあります。

9番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書7ページを御覧ください。

10番は、建設工事業、建設機械のリース業等を営む法人が、業務拡張に伴い、隣接資材置場が手狭となり、新たに資材置場が必要となったため、露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、隣接地も併せて一体的に資材置場として利用しており、資材等を搬入する際の利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が3,871.82平方メートルあります。

11番は、建築、解体、土木工事業等を営む法人が、現在利用している賃借地を返却するため、また、事業拡大により資材等の増加で資材置場が必要となったことから、露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接しており、資材等を搬入する際の利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

12番の転用者は、不動産業等を営む法人が、露天貸駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、交通アクセスが良く、利用及び管理がし易く、申請地付近では駐車場が不足しており、近隣の会社及び病院等から駐車場の要望も多いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番の転用者は、不動産管理業を営む法人で、事業規模の拡大により新規従業員の駐車場が必要となったため、露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道に接し、また、事務所からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、貸有料老人ホーム用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、社会福祉法人が新たにデイサービスセンターを建設することとなり、駐車場の確保が必要になったため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番の転用者は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、東側が県道に接し、また、実家にも隣接しており、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用地を介して市道に接しており、また、両親の老後のことも考え、実家にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が41.00平方メートルあります。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権13件、賃借権2件、使用貸借4件、計19件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

磯崎主任主事 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明いたします。

議案書10ページを御覧ください。

所有権移転の案件について御説明いたします。

1番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

「全部効率利用要件」・「農作業常時従事要件」・「地域との調和要件」は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

3番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、ブロッコリー及びジャガイモを栽培するものです。

4番は、経営規模の拡大を希望する耕作者が取得するもので、取得後は、水稻及びブロッコリーを栽培するものです。

5番、6番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後、5番は野菜を、6番は水稻を栽培するものです。

議案書11ページを御覧ください。

7番、8番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、7番はブルーベリーを、8番はイモ及びかぼちゃを栽培するものです。

9番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、きゅうり及びナスを栽培するものです。

10番から13番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、バイオマス燃料用菜種生産のためのアブラナを栽培するものです。

なお、取得予定の農地については、現況が山林となっていることから、諸般検討した結果、支障なしと判断しました。

その根拠として、香川県農業経営課を通じ、中国四国農政局に問い合わせたところ、譲受人が「許可後に農地復元を行う」ことを誓約しているのであれば、譲受人が所有している機械・労働力・農業技術から判断して、農地法第3条第2項第1号に規定する「農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないと判断される場合」を除き、「農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない」と判断することは出来ないとの回答を得ました。

さらに、譲受人は、許可後に農地復元を行うことを誓約しており、営農計画書にも、権利移転後、伐採、整地、来年秋頃の播種を目指すと記載されていること、譲受人所有の機械・労働力等により、実際、山林化していた農地を再生した実績もあることから、「農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないと判断される場合」には該当せず、全部効率利用要件を満たしていると判断するものです。

14番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する耕作者が取得するもので、取得

後は、水稻を栽培するものです。

15番、次のページの16番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後、15番はブロッコリー等を、16番は果樹及び野菜を栽培するものです。

17番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を栽培するものです。

18番は、所有者の兼業・高齢化による経営縮小により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、水稻及び麦を栽培するものです。

19番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、花及び野菜を栽培するものです。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転19件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は平成12年頃から、2番は昭和60年頃から20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

磯崎主任主事 議案第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。表紙に記載のとおり、令和5年1月25日付けで高松国税局長からの調査依頼がありました。

この調査は、相続税の申告期限の翌日から20年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農地について、20年後である現在の利用状況を確認し、報告するものです。

対象者（相続人）は、表紙の裏面に掲載しております一覧表のとおり、合計39名です。

対象農地は、一覧表の次のページから始まります横置き表、1ページから11ページに記載のとおりで、記載順は、第1地区から、地区毎の、国税局整理簿番号順となっております。

横置き表の左の「番号」欄に2種類の番号を上下で付しておりますが、上段が全体の連続番号、下段が国税局整理簿番号です。

全ての農地について事務局職員が現地確認をしたところ、右側の備考欄に記載のとおり、一部の農地について、土地地区画整備事業による換地処分による地積の変更、国土調査の成果による地積の変更及び分筆による地積の変更が確認されました。

この内の1件、1ページの通し番号2番を御覧ください。備考欄に「一部農業用施設」とありますのは、この対象筆の一部が、申告後に、納税猶予の条件に該当する農業用施設に現状変更されたものです。

また、その他の対象土地についても、すべて農地として適正に利用又は保全管理されていることを確認しました。

報告方法としましては、国税局が指定した専用様式により、また、内容としては各対象者の各筆の農地の現時点での利用状況として、資料1のとおり記載し報告するものです。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案のとおり高松国税局長に回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申し上げます。資料2を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するに当たって、5月30日付けで高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。

なお、香川県の公告予定日は6月30日となっております。

2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付けの期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第9号、農用地利用集積等促進計画（案）について、御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）は承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農林水産課職員入室>

農林水産課 三好 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について説明いたします。資料3-1を御覧ください。

農業経営基盤強化促進基本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条において、市町村が定めるものとなっています。

この度、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更を行うに当たり、法施行規則第6条において準用する第2条の規定に基づき、農業委員会、香川県農協に意見聴取を行うものです。

では、資料を1枚お目繰りいただきまして、「高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について」記載しております資料を御覧ください。

具体的な内容については、資料3-2の新旧対照表（一部抜粋）を御覧ください。変更箇所につきまして、御説明いたします。

3ページを御覧ください。大きな変更部分として、第4に、「第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項並びに項目として、農業を担う者の確保及び育成の考え方」を新設いたします。当項目につきまして、第2に規定する「認定農業者」、また、第3に規定する「認定新規就農者」の他に、その他、農業を担う者となる多様な農業人材について記述するものであります。

また、「地域計画」策定の関係から、第5に、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」を追記、4ページの第6の2に、「地域計画推進事業に関する事項」を新設いたします。

なお、別冊に資料3-3といたしまして、変更後の全文を資料として、示しておりますので、御一読よろしくお願ひいたします。

今後は、法第6条に基づき、県知事と協議し、その同意を得た後、同省例に基づき公告する予定です。

説明は以上です。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号については、変更案に異議はない旨、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号は、変更案に異議はない旨、回答することに決定いたしました。

<農林水産課職員退室>

議 長 続きまして、報告案件にうつります。

報告事項 農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。事務局の説明を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料4を御覧ください。

期間としましては、令和5年5月2日から同年6月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、4月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が11件、5月議決分といたしまして4条が12件、5条が15件、合計で4条が12件、5条が26件です。

許可保留件数につきましては、4月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が10件、5月議決分といたしまして4条が0件、5条が3件、合計で4条が1件、5条が13件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。令和5年4月議決分の5番が、経済産業省認可の名義相続変更により、許可保留になっております。

2ページを御覧ください。

許可保留案件はありませんでした。

3ページを御覧ください。

次に5条関係です。令和5年3月議決分の所有権2番、20番、21番、24番、25番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

次に、令和5年4月議決分の所有権5番が、表の右端の欄に記載のある通り、開発許可、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく、4月議決分で、所有権7番、8番、19番、22番が表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、史跡等現状変更により、現在、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

令和5年5月議決分の所有権4番、8番、10番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、法定外占用、法定外用途廃止、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和5年度第3回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時25分 閉会